

千葉市登録地域生活支援給付サービス事業者の登録等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉市地域生活支援給付事業実施要綱(平成18年10月1日施行。以下「実施要綱」という。)第26条第2項の規定に基づき、登録地域生活支援給付サービス事業者の登録に係る手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、この要綱及び実施要綱において定めるもののほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)の例による。

(登録の申請等)

第3条 地域生活支援給付サービスを提供しようとする者は、この要綱で定めるところにより、登録地域生活支援給付サービス事業者(以下「登録事業者」という。)として、市長の登録を受けることができる。

2 前項の登録は、地域生活支援給付サービスを提供しようとする者の申請により、地域生活支援給付サービスの種類及び地域生活支援給付サービスの提供を行う事業所(以下「事業所」という。)ごとに行うものとする。

3 第1項の登録を申請する者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める基準を満たさなくてはならない。

(1) 法人 当該法人の役員又はその地域生活支援給付サービス事業所を管理する者(以下「管理者」という。)その他障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号。以下「政令」という。)第23条で定める使用人(以下「役員等」という。)のうち暴力団員(暴力団員等による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。次号において同じ。)に該当する者がいないこと。

(2) (1)以外の者 管理者その他政令第23条で定める使用人のうち暴力団員に該当する者がいないこと。

(登録の申請)

第4条 前条第1項に規定する登録を受けようとする者は、千葉市登録地域生活支援給付サービス事業者登録(更新)申請書(様式第1号)に、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業所の平面図(訪問入浴サービスを除く。)

(2) 日中一時支援にあつては、事業所の設備の概要

(3) 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴(訪問入浴サービスを除く。)

(4) 移動支援にあつては、サービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴

(5) 運営規程(訪問入浴サービスを除く。)

(6) 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要(訪問入浴サービスを除く。)

(7) 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務体制及び勤務形態(訪問入浴サービスを除く。)

く。)

(8) 従業者全員の資格証等の写し（日中一時支援を除く。）

(9) その他登録に関し市長が必要と認める事項

- 2 移動支援にあつては、法第5条第2項に規定する居宅介護、日中一時支援にあつては、同条第8項に規定する短期入所、訪問入浴サービスにあつては、介護保険法第8条第3項に規定する訪問入浴介護の指定を受けている場合、前項の規定にかかわらず、市長は前項（1）（2）（3）（6）に掲げる事項が既に提出した内容と同様であるときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。
- 3 市長は、第1項の規定に基づき登録を行ったときは、申請者に対し、千葉県登録地域生活支援給付サービス事業者登録（更新）通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（登録の基準）

第5条 市長は、前条の申請があつた場合において、申請者が第3条第3項の基準を満たしていないとき、登録事業者の登録をしないものとする。

- 2 市長は、前条の申請があつた場合において、当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第8条第1項に規定する保健福祉局長が別に定める基準を満たしていないとき、又は申請者が、同条第2項に規定する保健福祉局長が別に定める登録地域生活支援給付サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な事業の運営をすることができないと認められるときは、登録事業者の登録をしないものとする。
- 3 市長は、前条の申請があつた場合において、申請者が、法第36条第3項第4号から第13号で規定する者のいずれかに該当すると認められる場合又はこれに準ずる者として認められる場合、登録事業者の登録をしないことができる。
- 4 市長は、前第1項から第3項の規定に基づき登録を行わなかったときは、申請者に対し、千葉県登録地域生活支援給付サービス事業者不登録（更新）通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（登録の更新）

第6条 第3条第1項の登録事業者の登録は、6年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

- 2 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この条において「登録の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。
- 3 前項の場合において、登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。
- 4 前2条の規定は、第1項の登録の更新について準用する。
- 5 第1項の規定に基づき登録の更新を受けようとする者は、第4条第1項各号に掲げる事項及び現に受けている登録の有効期間満了日を記載した申請書又は書類を、市長に提出しなければならない。

6 前項の規定にかかわらず、市長は、当該申請に係る事業者が既に市長に提出している第4条第1項各号に掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

(登録事業者の責務)

第7条 登録事業者は、障害者又は障害児（以下「障害者等」という。）がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、本市、障害福祉サービス事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との連携を図りつつ、地域生活支援給付サービスを当該障害者等の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、効果的に行うように努めなければならない。

2 登録事業者は、その提供する地域生活支援給付サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、地域生活支援給付サービスの質の向上に努めなければならない。

3 登録事業者は、障害者等の人格を尊重するとともに、法及びこの要綱その他の関係規程を遵守し、障害者等のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

(登録地域生活支援給付サービスの事業の基準)

第8条 登録事業者は、当該登録に係る事業所ごとに、保健福祉局長が別に定める基準に従い、当該登録地域生活支援給付サービスに従事する従業者を有しなければならない。

2 登録事業者は、保健福祉局長が別に定める登録地域生活支援給付サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従い、登録地域生活支援給付サービスを提供しなければならない。

(変更等の届出)

第9条 登録事業者は、当該登録に係る事業所の名称及び所在地その他の別表第1号に定める事項に変更があったときは、変更後10日以内に、その旨を変更届出書（様式第4号）により市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定に基づく変更届出書の添付書類が既に市長に提出している法第46条第1項に基づく変更届出書の添付書類と同様の場合、当該添付書類の提出を省略させることができる。

3 登録事業者は、休止した当該登録地域生活支援給付サービスの事業を再開したときは、10日以内に、その旨を廃止・休止・再開届出書（様式第5号）により市長に届け出なければならない。

4 登録事業者は、当該登録地域生活支援給付サービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の1月前までに、その旨を廃止・休止・再開届出書（様式第5号）により市長に届け出なければならない。

(登録の取消し等)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該登録事業者に係る第3条第1項の登録を取り消し、又は期間を定めてその登録の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

(1) 登録事業者が、当該登録に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員につい

て、第8条第1項に規定する保健福祉局長が別に定める基準を満たすことができなくなったとき。

(2) 登録事業者が、第8条第2項の保健福祉局長が別に定める登録地域生活支援給付サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な登録地域生活支援給付サービスの事業の運営をすることができなくなったとき。

(3) 地域生活支援給付費、介護給付費若しくは訓練等給付費又は療養介護医療費の請求に関し不正があったとき。

(4) その他、法第50条第1項各号の規定内容に鑑み、登録事業者が登録地域生活支援給付サービスの事業を運営することが不適切であると市長が認めたとき。

2 市長は、前項の規定に基づき登録の取り消し、又は期間を定めてその登録の全部若しくは一部の効力を停止したときは、申請者に対し、千葉県登録地域生活支援給付サービス事業者登録取消（効力停止）通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（事業者情報の提供）

第11条 市長は、登録事業者に係る情報（第9条に規定する変更等の届出に係る情報を含む。）のうち次に掲げるものを公表するものとする。

(1) 設置者の名称

(2) 事業所の名称、所在地及び連絡先

(3) 当該登録に係る登録地域生活支援給付サービスの名称

(4) 主たる対象者

(5) 事業所番号

（補則）

第12条 この要綱に定めるものの他、登録地域生活支援給付サービス事業者の登録等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日の前日において法、千葉県基準該当障害福祉サービス事業者の登録等に関する要綱（平成18年4月1日施行）又は千葉県重度身体障害者入浴サービス事業実施要綱（平成4年10月15日施行）の規定により、次の表の左欄に掲げるサービスに係る指定、登録又は業務の委託を受けている者については、第4条の規定にかかわらず、施行日に、同表右欄に掲げる地域生活支援給付サービスに係る第3条第1項に規定する登録を受けたものとみなす。

外出介護	移動支援
重度身体障害者入浴サービス	訪問入浴サービス
短期入所	日中一時支援（日中預かり型）
居宅介護	生活サポート

障害者デイサービス。ただし、平成18年10月以降経過的天サービスを実施する予定の事業所に限る。

経過的天サービス

3 前項の規定による登録が効力を有する期間は、第6条第1項の規定にかかわらず平成19年3月31日までの間とする。

4 第2項の規定による登録を受けた事業者が、平成19年4月1日以降も当該登録に係る登録地域生活支援給付サービスを継続して提供するため第6条の更新の申請を行った場合は、同条第1項中「3年ごと」とあるのは、「2年6か月から3年6か月の範囲内で市長が割り振る期間の満了の日まで」と読み替えて適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

(別表第1号) 第9条第1項に規定する変更届出書の提出が必要な事項

番号	変更届が必要な事項	添付書類
1	事業所の名称	①付表 ②運営規程
2	事業所の所在地 (設置の場所)	①付表 ②運営規程 ③事業所の平面図 ④事業所の外観及び内部の写真 ⑤居室面積等一覧表 ⑥土地・建物の賃貸借契約書の写し ＜賃貸借契約の場合＞
3	申請者（設置者）の名称	①登記事項証明書（登記簿謄本）又は条例等 ②運営規程
4	主たる事務所の所在地	①登記事項証明書（登記簿謄本）又は条例等
5	代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	①登記事項証明書（登記簿謄本）又は条例等 ②登記事項証明書（登記簿謄本）に代表者である旨が記載されていない場合は、代表者に選任されたことを示す書類（理事会議事録等の写し）
6	申請者（法人）の登記事項証明書（登記簿謄本）又は条例等	①登記事項証明書（登記簿謄本）又は条例等
7	事業所の平面図及び設備の概要	①事業所の平面図 ②事業所の外観及び内部の写真 ③居室面積等一覧表 ④設備・備品等一覧表

番号	変更届が必要な事項		添付書類
8	管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴		①付表 ②管理者経歴書 ③組織体制図
9	サービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴		①付表 ②サービス提供責任者経歴書 ③従業者等の勤務体制及び勤務形態一覧表 ④組織体制図 ⑤従業者全員の資格証等（写し） ＜未提出の従業者のみ＞
10	運営規程	営業日時	①付表 ②運営規程 ③従業者等の勤務体制及び勤務形態一覧表 ④従業者全員の資格証等（写し） ＜未提出の従業者のみ＞
		その他	①付表 ②運営規程
11	利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要		①付表 ②利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要
12	主たる対象者		①付表 ②運営規程 ③主たる対象者を特定する理由等 ＜特定する場合のみ＞
13	その他		市長が必要と認める書類